

自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の改正案に関する意見募集の結果について

令和6年9月19日
国土交通省
物流・自動車局

国土交通省では、令和6年7月1日から令和6年8月1日まで、自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の改正案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、23件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和6年7月1日（月）～令和6年8月1日（木）
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③ 意見提出方法：インターネット、電子メール及び郵送

2. 意見数

提出意見数 23件

3. お問い合わせ先

物流・自動車局安全政策課 森本 芳山 赤木
電話番号（代表） 03-5253-8111（内線 41633）

御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
自動車運送事業者は、許可を受ける必要があるため、酒酔い・酒気帯び運転については業務停止や廃業も含めた厳しい対応が必要だと考える。	酒酔い・酒気帯び運転を含めた悪質違反については今後とも厳正に対処してまいります。
本件行政処分の対象が酒酔い・酒気帯びとなっているが、薬物運転に関する行政処分も同様又は酒気帯び以上の処分を行ってはどうか。	飲酒運転事故件数は、減少傾向にあったものの近年、横ばいの状況が続いており、飲酒運転防止のさらなる徹底を図るため、処分強化を行うこととしました。薬物運転については引き続き検討してまいります。
自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の改正に反対する。改正概要のうち「酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化」について、新たに罰則を新設することによって、酒酔い・酒気帯び運転が減少するとは考えられない。運送業界の根本的な問題は、適正運賃を収受できていないことにある。”トラック事業者のみを対象とした勤務時間等告示の遵守違反、点呼の未実施について”処分量定の引上げも、改善基準告示が改正された直後であり、事業者も対応すべく努力している最中だと思うので、この時期の改正は適切ではない。	飲酒運転事例では、「点呼未実施」や「指導監督が不適切」であったものが多くを占めていることから、飲酒運転防止のさらなる徹底を図るため、処分強化を行うこととしました。 また、”トラック事業者のみを対象とした勤務時間等告示の遵守違反、点呼の未実施について”は、「物流革新に向けた政策パッケージ」への対応として、今般処分強化を行うこととしました。
他の規制強化については、賛同するが勤務時間等告示の遵守違反(処分量定の引上げ)について、基準告示の項目すべてが、横並びの量定でよいのか。	いただきましたご意見につきましては参考とさせていただきます。
トラックドライバーのながら運転について国として対応すべきではないか。	ながら運転については、道路交通法に罰則規定が設けられております。いただきましたご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。
一般貨物事業者への規制や罰則が年々厳しくなるのは理解出来るが、有償運送許可を支局管内という枠を超えて長距離運送を行う業者への罰則強化も同時にお願いしたい。	いただきましたご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。

<p>「飲酒が身体に与える影響」について、一般的な内容は日頃より指導しているが、実施しているとは認められないケースはあるか。指導要件を満たす指導監督マニュアルを配布していただきたい。</p>	<p>事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針に規定する、「飲酒が身体に与える影響」や「飲酒運転、酒気帯び運転の禁止」に係る指導が実施されていなかった際に、本改正に基づく処分を適用することになります。指導監督指針に係る指導監督マニュアルや、飲酒運転防止マニュアルを作成し公開しておりますのでご活用いただければと思います。</p>
<p>酒気帯びや飲酒運転の根絶は当然のこと。安全・安心を基本とする運送事業であってはならない。すでに「酒酔い・酒気帯び乗務」に対する処分の基準があるのに、指導監督未実施により処分を加重するような基準を設定することに疑義がある。今回設定される100日車と算定した根拠とその基準を示していただきたい。</p>	<p>近年の飲酒運転事例では、「点呼未実施」や「指導監督が不適切」であったものが多くを占めていることから、飲酒運転防止のさらなる徹底を図るため、処分基準の新設を行うこととしました。処分日車数については、他の違反事項における基準日車等を考慮し設定しております。</p>
<p>本改正に賛成である。</p>	<p>ご意見ありがとうございました。</p>
<p>あおり運転と運転中のスマホ操作に対する厳罰も検討をお願いしたい。</p>	<p>あおり運転と運転中のスマホ操作については、道路交通法に罰則規定が設けられております。いただきましたご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>本改正案における厳罰化の方針について、厳罰化だけではなく、飲酒運転に関する教育や労務管理の支援も併せて検討いただきたい</p>	<p>国土交通省では、本年3月に「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」を策定しましたが、今後とも道路運送事業者に対する働きかけや普及啓発を行ってまいります。</p>
<p>勤務時間等告示未遵守6件以上に関する処分強化は賛成。真荷主や元請運送事業者に対するペナルティも合わせておこなうべき。未実施19件以下の場合、初回は「警告」を改正しない点についてももっと厳しくすべき。</p>	<p>真荷主や元請運送事業者に対するペナルティに係るご意見については今後の参考とさせていただきます。また点呼の未実施等による処分基準の強化については、引き続き検討して参ります。</p>
<p>今回の改正は貨物軽自動車運送事業者にもすべて適用されるのか。</p>	<p>本改正案については、貨物軽自動車運送事業者に対しても適用されます。</p>
<p>行政処分の厳罰化には賛成。今後も規制強化を図っていただきたい。</p>	<p>規制強化については必要に応じ引き続き検討して参ります。</p>
<p>初違反と再違反を区別せずいずれも厳しい方で統一した方がよい。ルールが守れない事業者は市場から速やかに退出させ、業界の規範意識を上げるべきである。</p>	<p>本基準の改正については、初違反と再違反を分けて適用することと致します。処分基準の厳格化については引き続き検討するとともに、法令未遵守については、厳正に対処して参ります。</p>
<p>飲酒運転厳罰化への対応は賛成。白ナンバーのトラックも同様に厳格化すべき。警察庁、総務省などとともに横串を通す政策を強く望む。</p>	<p>自家用トラックの飲酒運転等については、警察庁の所管となっております。いただきましたご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>指導とは具体的にどのようなことを指すのかご教示いただきたい。</p>	<p>事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針に規定する、「飲酒が身体に与える影響」や「飲酒運転、酒気帯び運転の禁止」に係る指導を指しております。</p>
<p>酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分については、現行の処分基準でも基準が制定されているが、最大処分をご教示願いたい。</p>	<p>改正案については、現行の行政処分基準に新設するものとなります。従いまして、改正後の処分基準に該当することとなった場合に、該当する全ての行政処分が課されることとなります。</p>
<p>飲酒運転に関する行政処分を厳しくする趣旨については賛成。本改正案については反対の意思を強く表明する。実施はしたが記録を保存していない旨主張するほうが軽い処分となることが懸念される。指導の記録が確認できない場合も同等以上の処分量定となるようにすべきである。点呼についても、点呼未実施件数が多い場合、点呼は実施しているが誤って記録を破棄した旨申告すれば、本来の処分と比較して軽い処分となることが懸念される。</p>	<p>今般の改正において、「実施はしたものの記録はない」、「点呼は行ったものの記録がない」といったケースについても、対応できるよう運用して参ります。</p>
<p>飲酒運転の罰則強化は賛同する。煽り運転に対しても罰則のさらなる強化をお願いしたい。</p>	<p>煽り運転については、道路交通法に罰則規定が設けられております。いただきましたご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>法令遵守の意識が低く、悪質な法令違反に対する処分基準の強化は必要。通達発出から通達施行までの期間が長く、強力かつ重点的に改善を促すという観点からも早期施行としていただくようご検討願います。</p>	<p>通達発出を令和6年8月中(予定)、通達施行を令和7年1月中(予定)としておりましたが、早期施行を検討させていただきます。</p>
<p>改正案について賛同する。二種免許の車の『おり運転』に対しても事業者への罰則を強化すべきだと思う。タクシー、トラック、バスには一般のドライブレコーダーではなく通信型のドライブレコーダーの装着を義務付け、ドライバーの走行状況を運行管理者がリアルタイムで把握しており運転や危険運転をしていないかを常時分かるような制度が必要</p>	<p>いただきましたご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>行政処分ではなく、刑事法制からの意見となるが、飲酒運転や他危険運転について、「業務上」の罪を新設してはどうか。「業務上」の罪がやや重い事を鑑みて、より重い罪の定めとすると、事業・業務における飲酒運転事故の減少に資する</p>	<p>いただきましたご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。</p>

のではないかと考える。	
-------------	--